

会議録

会議の名称	令和7年度第2回福津市郷づくり推進協議会代表者会議
開催日時	令和7年7月25日(金)14:00~15:20
開催場所	市役所別館1階 大ホール
委員	<p>勝 浦 : 荻原 哲夫、 谷口 正英 津屋崎 : 楠田 元明(副会長)、 川内 太 宮 司 : 梅野 邦彦、 財部 順一郎 福 間 : 岡田 和憲(会長)、 神 興 : 富松 享一、 山西 祐司 上西郷 : 高木 文明、 小山 博敏 神興東 : 木下 重幸、 井上 順一 福間南 : 石原 政道(副会長)、 西村 豊子</p>
専任事務局員	<p>勝 浦:花田孝信 神 興:君嶋久美子 福 間:山口恵美 上西郷:末廣隆 津屋崎:古川浩二 神興東:中里恵子 福間南:溝辺秀成</p>
事務局	<p>市 民 共 働 部 :香田部長 地域コミュニティ課 :谷口課長、向井係長、溝田</p>
会 議	<p>内容</p> <p>1. 議題 (1)「福津市郷づくり基本構想」見直し案の確認について(地域コミュニティ課) (2)令和7年度実行プランについて(報告)(地域コミュニティ課) (3)郷づくり推進事業交付金算定基準の見直しに向けた話し合い(第1回) (地域コミュニティ課)</p> <p>2. その他 (1)郷づくり推進条例(仮称)制定に向けたワークショップ開催について (2)市主催講座、総務省主催セミナーの案内 (3)代表者会議への事務局員の出席について</p>
	<p>配付資料</p> <p><input type="checkbox"/>「福津市郷づくり基本構想」見直し案 <input type="checkbox"/>令和7年度版 実行プラン <input type="checkbox"/>交付金算定基準の見直しに向けた話し合い(第1回) <input type="checkbox"/>令和7年度 郷づくり推進事業交付金の繰越上限額の取扱いについて <input type="checkbox"/>聞いて、語って、見えてくる!?自治会ワークショップ <input type="checkbox"/>地域活動のヒントがきっと見つかる! <input type="checkbox"/>総務省主催 地域運営組織全国セミナー</p>

会議内容(要点)

1. 議案

(1)「福津市郷づくり基本構想」見直し案の確認について(地域コミュニティ課)

地域コミュニティ課が「福津市郷づくり基本構想」見直し案の確認について説明した。

(委員)

9 ページのアンケート結果では、「取り組んで良かったこと」として、子どもの見守りや地域パトロールの防犯体制、コミュニティ・スクールに関する内容が挙げられている。一方で、4 ページの「郷づくり推進事業」には、それらに関する記述が見られない。記載内容にズレがあるように感じるため、子どもの見守りやコミュニティ・スクールに関する文言を少しでも追加した方がよいのではないか。

(地域コミュニティ課)

ご指摘のとおり、4 ページには明記されていない。広い意味では「防犯事業」「青少年育成事業」に含まれているとも解釈できるが、具体的に文言として記載した方がよいという趣旨であると理解した。

(地域コミュニティ課)

スケジュールとしては、来月に市内部で協議を行い、10 月初旬には委員に改訂案を提示したうえで、市民意見公募（パブリックコメント）を実施する予定である。今回の意見については、公募前に修正案として反映できるかどうかを内部で調整する。時期的に間に合わない場合は、関係部署や部長にも共有し、内容の反映について検討を進めることとする。

(委員)

27 ページ「自治会加入の促進」について、図中に「自治会加入促進を依頼」とあるが、この依頼は都市計画課か市民課のどちらが担当か確認したい。また、図では市から自治会への情報提供を示す矢印が示されていない。新たな開発がある場合、市から自治会に事前連絡してほしい。現在は自治会が自ら調べるしかなく、すでに建設が進んでいることも多い。開発業者によって対応に差があったりもするため、開発情報を自治会にも共有してもらいたい。

(地域コミュニティ課)

開発事業指導要綱の担当課は都市計画課であり、開発業者に自治会加入を促すよう依頼しているのは、都市計画課と地域コミュニティ課である。

(委員)

市として、開発の動きについて自治会へ一報を入れてほしい。

(地域コミュニティ課)

詳細は分からないが、規模が大きいものについては、地元説明会が行われていると思う。また、

小規模な開発を含め、要綱に基づいて開発業者が自治会長へ「こういう開発があるので協議したい」と連絡し、直接話す機会を持っている。

(委員)

自治会への連絡について、市から一報を入れてほしいという意見である。開発情報を自治会と共有できるような仕組みを検討してほしい。

(地域コミュニティ課)

ご要望としてお受けする。

(委員)

郷づくり活動の基盤には自治会があるが、現状では自治会に未加入の住民が5割を超えており、統制の取れない部分が多い。我々も「自治会に入っていない人に対してどう接すればいいのか」「どこまで権限があるのか」といった課題を抱えている。自治会加入促進は非常に重要である。郷づくりとしても力を入れているが、市が「説明はした」「促した」という姿勢だけでは、特に小規模開発や個人レベルでは効果が薄い。自治会加入の有無による分別収集の問題や情報の遮断など、地域内で分断が起きかねない。今後、家を新築した人や転入者に対して、どのような情報提供を行い、どう支援していくのかを明確にしていかなければ、郷づくり活動の継続は困難になる。基本構想の見直しや、郷づくり推進条例の制定に合わせて、3年後・5年後を見据えた明確な方針を示していただきたい。予算の多寡にかかわらず、基盤がしっかりしていなければ活動は空回りする。市としてこの点を十分に理解し、対応をお願いしたい。

(副会長)

せっかく立派な基本構想を作っても、市民一人ひとりにどう浸透させるかが問題だ。加入している人としていない人がいるが、私自身、福津市に転入してからこうした説明を受けたことがない。4ページの郷づくり推進事業で、福祉、防犯・防災を必須分野とした点は評価できるが、そもそも住民がそれを知らない。こうした活動をどうやって広めるつもりか。14ページにも「市民への認知が必要」とあるが、今のままでは認知されない。

(地域コミュニティ課)

周知については、以前からの課題である。市民意見公募として、市内の主要施設に印刷物を設置し、意見を募っている。また、ホームページでも案内をしている。完成した構想の知らせ方についても、同様にホームページで公開する予定だ。

(副会長)

まずやるべきことは、転入してきた人への説明だ。今、それは実施しているのか。

(地域コミュニティ課)

現在、転入者への直接説明はしていない。市民課の窓口で資料は配っているが、紙ベースである。

(副会長)

やはり直接伝えるべきである。

(地域コミュニティ課)

ご意見として受け止める。どのような形で市民に伝えるか、検討していきたい。

(副会長)

福間地域のある病院跡地に48戸の分譲マンションが建つと聞いたが、そのような場合、開発業者から自治会長への連絡があるということか。

(会長)

あの地域は「大和1区」にあたるため、大和1区の自治会長が対応している。「大和2区」のマンションについては、私のもとにすべての情報が届いており、公聴会にも参加し、全住民の自治会加入を強く要望してきた。その結果、すべてのマンションが自治会加入している。大和1区も加入率は8割以上と高水準である。行政も協議会の提案を聞きながらパンフレットを改善するなど、行政の立場で加入促進に向けた努力をしている。今後は代表者会議の場でワークショップなどを行って皆で智恵を出し合うと、良いアイデアが出てくると思う。独自にパンフレットを作成している自治会もあるのでそれを持ち寄るなどして、自治会に関心を持ってもらえるように、行政と協議会が一緒に考えていく必要があると思う。また、基本構想の存在が引き継がれず活用されない例もあり、郷づくり独自で作成した「10ヶ年計画（郷づくり計画）」を知らない自治会長もいる。基本構想をどう活かし、市民に浸透させるかを皆さんと考えていきたい。

(委員)

岡田委員の説明があって初めて状況がわかった。行政からも直接説明があって然るべきである。

(会長)

マンションがどこにできるかの情報は常に察知しておく必要がある。そうした情報は自治会長に伝わっていると思うし、マンション建設は全て自治会加入を条件としている。

(委員)

加入が100%という話は初めて聞いたが、これは協議会が開発業者に「加入しなければ建設を認めない」と言っているのか。

(会長)

自治会単位で対応している。マンション建設の際には必ず公聴会を開き、工事開始時間なども協議する。その場で「必ず自治会に加入すること」と伝えている。

(委員)

市は関与していないのか。

(会長)

市からそのような指示はない。全て自治会の対応である。

(地域コミュニティ課)

開発協議という形で、各関係部署には開発に関する情報が共有される仕組みとなっている。その中で、先ほども述べたとおり、自治会加入を促進するよう条件を付している。また、一定規模以上の開発については、公聴会という形で説明会の開催を求める条件も課している。さらに、インフラ整備に関する項目についても、関係部署が幅広く関与しており、それは大規模開発に限らず、たとえば1戸や2戸といった小規模な住宅建設であっても同様である。

(委員)

こうした要請には行政としてもっと腰を入れて指導していただきたい。

(会長)

自治会加入率向上のためには、行政と自治会双方が協力し合っていきたい。9ページの「郷づくりが浸透していない理由」について、協議会でも郷づくりニュース等を毎月発行しており、購読率も大きく向上し、徐々に地域に浸透してきていると感じる。また、年代別の認知度が、1年単位で把握できるようなデータがあれば、今後の力の入れ方も変わってくる。さらに、「郷づくり」という名称がどのように生まれたのか、由来を示す資料があると市民への理解が深まるだろう。地域コミュニティ課とも議論を重ね、加入率向上とともに郷づくりの認知向上に努めたい。

(委員)

提案として、現在の資料をもとに3ページ程度のサマリー版を作成し、自治会長や部会長に配布してほしい。全文を読むのは難しいため、要点が簡潔にまとまったものが効果的だと思う。

(2) 令和7年度実行プランについて(報告)

地域コミュニティ課が令和7年度実行プランについて報告した。

(委員)

交付金の記述についてであるが、1ページ目の言葉遣いで、柱1の交付金における「配分額」という表現が気になる。「配分」とは既に決められた枠内で分け合うイメージがあり、枠の拡大も含むのかどうか不明瞭である。

(地域コミュニティ課)

共働推進会議に再度諮らせていただく。交付金は毎年度見直しており、今年度中に反映できるかも含め、意見として受け止めて対応する。

(会長)

「配分」という言葉は受け取り方によっては限定的な印象を与えるため、デリケートな表現である。地域コミュニティ課で表現の見直しを検討し、改めて示してほしい。

(3) 郷づくり推進事業交付金算定基準の見直しに向けた話し合い(第1回)

地域コミュニティ課が郷づくり推進事業交付金算定基準の見直しに向けた話し合い(第1回)について説明した。

(委員)

交付金見直し検討委員会(以下、検討委員会)開催のペースやタイミングについて教えてほしい。

(地域コミュニティ課)

多くても月1回程度の開催を想定している。来月下旬に第1回目の検討委員会を開き、今後の進め方を話し合う予定だ。令和8年6月がゴールであるため、その時点までに議論を進めることになる。

(会長)

令和8年6月をゴールとし、議会で承認を得る形になる。来月に第1回検討委員会を開き、コミュニティ課から今後の進行案を示してもらおう。代表者は負担があるが、月1回なのか3カ月に1回なのかも含めて案を出し、それに沿って進めたい。役割分担もその場で決めることになる。

(地域コミュニティ課)

第1回目の検討委員会について、8月27日(水)14時から約2時間で調整する。詳細は後日連絡する。本日の意見交換のテーマについては、すでに多くの意見をいただいているが、他に伝えておきたいことがあればお知らせいただきたい。

(委員)

資料1について、自治会長手当に極端な差がある地域があり、特に人口2,100人規模のある自治会において、自治会長手当が年間8万3千円で運営されていることに疑問を感じた。自治会への交付金や存続を考えるうえでも、自治会費がどの程度で引き受けられるかは重要で、一定の最低水準が必要である。仮にこの金額で運営が成り立っているなら、それも踏まえて支援のあり方を考える必要があるのではないか。

(会長)

交付金との対比で考えると、自治会費総額と会長手当の割合を見るのがわかりやすい。自治会費が多い自治会では高い会長手当を支払っても問題ないが、自治会費が低ければ少額になる。以前の区長制度の手当が自治会長に引き継がれているところもあり、見直し状況は自治会ごとに異なる。手当は3万円程度の自治会もあれば、100万円超の自治会もあるなどばらつきが大きい。

(委員)

自治会費だけでなく、自治会の加入率も重要だ。加入率が低ければ原資も少なく、会長手当も下がるのは当然であり、加入率の違いを考慮しないと比較できない。加入率が高い自治会は会長手当も高い傾向がある。加入率との比較が必要だ。

(会長)

加入率を基に算出するのが本来だが、実際にはそうになっていない自治会が多い。

(委員)

自治会交付金が200万円以上あり、それなりの規模と加入率がある自治会だと推測できるが、極端に自治会長手当が少ない。

(委員)

交付金額は人口に基づいているが、自治会の加入率は収入に影響する。加入率が低ければ自治会長手当も少なくなると思う。

(委員)

理屈は分かるが、加入率が約10%程度なのだろうか。

(委員)

自治会費が安いことも要因であるなど、色々な事情が混在しているだろう。

(会長)

自治会長手当は人財育成の観点から考えるべきだ。地域活動は郷づくりや子ども会、老人会なども含めて皆同じだが、自治会長手当だけが突出して高い場合も散見される。今回は見直しの良い機会であり、後継者育成も考慮し、妥当で納得できる手当にしていきたい。ただし、自治会のことは自治会で決めることであり、郷づくりが強く介入するのは難しい面もある。

(委員)

自治会長手当と比較して、郷づくりの会長手当が安いということもわかる。

(地域コミュニティ課)

令和6年に自治会加入率の調査を行っているため、それを加味して表を改めて作成する。

(委員)

自治会費が年間10,000円のところもあれば、5,000円しかないところもあり、その差が問題である。

(地域コミュニティ課)

このデータは自治会の決算書から抽出して作成している。

(会長)

交付金のあるべき姿についてまとめているところがあれば、ご意見を伺いたい。福間の郷づくり関係は多数あるので、まとめて提出しようと考えている。

(委員)

資料2について、基礎事業のAは市の算定基準に基づいていると思う。一方、自主事業のBはどのように算出されているのかが不明である。単純にAとBを足してCとしているが、実際はCからAを引いたものが自主事業の金額ではないか。

(地域コミュニティ課)

その通りである。正確には C-A が自主事業の金額であり、 $A+B=C$ と記しているのは便宜的なものである。

(会長)

自主事業、基礎事業ともに算定方法が世帯数や人口など様々であり、その結果に差がある。例えば高齢者支援の自主事業では、1人当たりの金額に大きな開きがある。高齢者が少ない小規模自治会では1人当たり1000円以上になるが、福間のように高齢者が多い地域では622円程度となる。これらの差を踏まえ、公平で納得できる交付金の算定基準を検討していく必要がある。子育て支援や防犯など全分野においても同様であり、どの角度から見ても納得できる仕組みの構築が求められる。

(副会長)

資料4の自主事業において、人口や世帯数に上限が設けられているが、その上限の決定根拠を明示してほしい。今後の検討委員会で説明を求めたい。

(会長)

交付金のあるべき姿については、地域コミュニティ課で整理し、第1回検討委員会に向けてまとめておいてほしい。協議会からも多くの意見が出るだろうが、それらを踏まえて議論を進めていきたい。

(地域コミュニティ課)

各協議会の「あるべき姿」についての追加意見は、8月20日までに提出をお願いします。

2. その他

(1) 郷づくり推進条例(仮称)制定に向けたワークショップ開催について

地域コミュニティ課が郷づくり推進条例(仮称)制定に向けたワークショップ開催について説明した。

(会長)

ワークショップを開催するにあたり、斬新なアイデアを得るためにも、郷づくりの会長だけでなく若い人や女性もメンバーに加わってほしい。

(副会長)

基本構想と条例の関連性をどう考えているのか。

(地域コミュニティ課)

「みんなですすめるまちづくり基本条例」が郷づくりの根本にある理念条例となっており、その中で地域自治や地域づくりが謳われている。郷づくり基本構想は、その条例理念に基づき郷づくりを具体的に進めるための計画である。新たに作る郷づくり推進条例は、理念条例に漠然とした部分があるため、実現性を高めるために条例化し、よりしっかり郷づくりを後押しする狙いがある。

会議録

(副会長)

郷づくり推進条例ができ、その実行が郷づくり基本構想という理解でよいか。

(地域コミュニティ課)

理念となる条例に基づき実行するのが基本構想である。

(副会長)

実行するのが「構想」というのはわかりにくい。構想の方が上位概念に感じる。

(地域コミュニティ課)

「条例」は考え方やルールを定めるもので、「構想」はそれを実行に移すための計画という役割の違いがある。

(副会長)

基本構想の重要な部分は、条例にしっかり盛り込むという理解でよいか。

(地域コミュニティ課)

10月に条例に入れる内容をみんなで出し合う予定である。

(副会長)

基本構想はほぼできているので、その内容を反映した条例のたたき台はすぐ作れるのではないか。

(地域コミュニティ課)

たたき台は事務局で作ることはできるが、条例の制定は憲法で保障された権限であり、それだけ重要なものなので、皆さんの思いを聞きながら作り上げていくために、ワークショップを行う予定である。

(会長)

まちづくり基本条例が市全体の包括的な条例で、郷づくり基本条例の内容はほぼ同じものになるのか。

(地域コミュニティ課)

まちづくり基本条例は都市全体の包括的な条例で、郷づくりについては記載があるが詳細ではない。郷づくりに特化した条例を新たに作ろうとしている。

(委員)

まちづくり条例と基本構想がある中で、基本構想を充実させれば郷づくり条例は必要ないのではないか。

(地域コミュニティ課)

これまでは基本構想で対応していたが、議会などから郷づくりの制度化にあたり条例化の要望があり、協働推進会議でも特化した条例を作るべきとの答申が出ている。そのため市として条例制定

に取り組んでいる。構想が先にできているので順序がおかしいと感じる意見もでている。

(会長)

まちづくり基本条例と郷づくり基本条例の違いがわかりにくいので、わかりやすく整理した資料や説明が必要である。

(地域コミュニティ課)

その点も含めて、ワークショップを通じて意見を伺いながら進めていきたい。

(2)市主催講座、総務省主催セミナーの案内

地域コミュニティ課が市主催講座、総務省主催セミナーの案内をした。

(委員)

自治会ワークショップについては、既に自治会長へ何かしらの連絡があったのか。それとも今回が初めての案内であるのか。

(地域コミュニティ課)

今回が初めての案内である。

(委員)

各郷づくりの役員会において、このような内容を事前に共有し、日程調整を行う必要がある。例えば宮司では、第3木曜日に既に役員会が終わっているため、今月に対応が難しい状況である。8月に実施するとなると申込締切がギリギリとなり、間に合わなくなる可能性がある。したがって、各郷づくりの役員会の日程を踏まえて、こうした募集等を調整いただくと助かる。

(地域コミュニティ課)

説明不足であった。今回の募集期間が約1カ月しかないため、自治会長へは事務局から直接案内をさせていただく。自治会長の希望に合わせて、メールと郵送の二通りで行う。

(3)代表者会議の事務局員の出席について

地域コミュニティ課が代表者会議の事務局員の出席について説明した。

代表者会議への事務局員の出席については、代表者会議設置要綱上、規定はないことから、今後は「任意」と旨の説明を行った。

(会長)

提案は「任意」であるということによろしいか。事務局員は代表者会議に参加しても発言権がなく傍聴のみであるため、負担が大きい面もあると思われる。

(委員)

月2回の事務局員会議に加え、この会議が加わると、月3回の出席となる。

(会長)

出席については、各協議会の判断に委ねたい。

(3)その他

(委員)

議題1③の資料4に関して、自主事業費として勝浦から福間南の予算が記載されているが、表下部の文言に「高齢化率に応じた金額」「世帯数に応じた金額」「20歳未満の青少年の人口に応じた金額」とある。この「応じた」という表現が、どのような試算根拠に基づいているのかが不明である。次回以降、予算を算定する際には、仮に実情に配慮して調整を加える場合でも、「どのように算出したか」「その理由は何か」を明確に説明すべきである。例えば、防犯防災に係る予算では、1戸あたりで見ると地域ごとに大きな開きがある。数字の乖離が悪いと言いたいわけではなく、あくまで「応じた金額」とするならば、その根拠を明示する必要があると考える。

(会長)

今の問題については、私も先ほど確認したが、さまざまな課題がある。過去の交付金の算定基準は、その都度見直しがなされてきたが、いわば「つぎはぎ」のような状態であり、多くの矛盾点を含んでいる。したがって、第1回検討委員会では、今指摘されたような問題点を明確に挙げ、「この部分はどのような基準に基づいているのか」といった疑問を積極的に提起してもらいたい。そうした議論を通じて、今後納得性のある交付金の算定基準を、皆で知恵を出し合って策定していく必要がある。そのためにも、委員各位からの率直な意見を期待している。

(委員)

このような質問をした理由は、勝浦地区が西山断層地震の際に、完全に水没するおそれがあるとされているといった、地域ごとに災害リスクは異なり、例えば上西郷では山崩れの可能性などもあるためである。現時点で問題が生じていなくても、将来的なリスクを見据えた上で、「このような事情があるからこそ予算が必要である」とすることは、十分に正当性があると考えられる。仮に現在、予算が余っている状況であっても、「ある地域が最も危険である」という認識が共有されれば、他地区も納得するであろう。したがって、そうした災害リスクなども算定基準に反映してもらえよう、今後の検討に加えてほしい。

以上で代表者会議を終了する。